

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 総務文教常任委員長 堤 松男

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書（案）

近年、全国各地において、外国人や外国法人により水源地域の森林等の土地の買収が進んでいる。今後も、世界の水需給のひっ迫などから外国資本等による買収は一層拡大することが予想される。

諸外国では、外国資本等による自国内の土地所有について、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している例があるが、我が国においては、大正14年に制定された外国人土地法が実効性を失っており、有効な制限がない状況となっている。

このまま外国資本等による土地所有が無制限に拡大していけば、無秩序な伐採など水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、良好な自然環境の維持や森林の適切な管理、水資源の保全等に重大な影響を及ぼし、日本の国益を損なうことが懸念される。

よって、本市議会は国に対し、国土保全や水資源確保、ひいては安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣